

XII 付録

1 Q&A

1) 科目履修

Q: 教員免許状を取得したいのですが、どこに問い合わせをすれば良いか教えてください。

A: 相談する内容により異なりますが、おおよそ下記の通りになります。

◇取得できる教科免許の種類・科目履修および単位修得に関すること: 所属学部事務所
(特に、「教科に関する科目」については、所属学部にご相談ください。)

◇「教職に関する科目」など教職関連科目の履修に関すること: 教育学部事務所教職課程
(特に、介護等体験・教育実習については、教育学部事務所教職課程にご相談ください。)

Q: 所属学部・学科で取得できる免許状以外の免許状(別学校種や別教科)を取得することはできますか。

A: 原則として取得することはできません。ただし、所属学部内で取得できる他教科の免許取得に必要な単位の一部は、他学部聴講や他学科聴講などにより修得できる場合があります。なお、履修方法については、他種の免許が取得可能な学部の学部要項等を参照してください。

Q: 3年生ですが、これまで教員免許状関連科目を履修していませんでした。免許状取得までに何年かかりますか。

A: 中学1種、高校1種免許状ともに最短で2年、通常はそれ以上かかります(各科目の配当年次に従って履修する必要があります)。できるだけ早いうちから教員免許状関連科目を履修することをお勧めします。

Q: 教員免許取得に必要な単位を、他の大学で修得することはできますか。

A: 教員養成の課程科目を設置している大学であれば可能です。ただし、二重学籍を禁止している学校もありますので、各自その大学にお問い合わせください。

Q: 成績が不合格の場合、同じ科目の同じクラスを登録できますか。

A: 教育学部設置科目については科目登録が可能です。各学部の所属学部の「科目登録の手引き」を良く読んで、科目登録してください。

Q: キャンパス間の移動のため授業に間に合わなくなってしまう場合はどうしたらいいですか。

A: 教室移動のために授業を遅刻することは認められません。特に、東伏見キャンパス・所沢キャンパスで行われる科目を履修する場合は、注意が必要です。各自、移動時間に余裕を持って時間割を組み、履修申請の際も十分に注意しましょう。

「IV科目から成績まで」「1 科目登録」(P. 21-22)も参照してください。

2) 介護等体験

Q: 中学校教諭1種免許状とあわせて特別支援学校教諭1種免許状を取得しようと考えています。その場合、4年次に「特別支援学校実習」が課せられますが、介護等体験も行う必要があるのでしょうか。

A: 実習先の長が7日間以上の「介護等体験証明書」を発行した場合は、別途に介護等体験を行う必要はありません(ただし7日間以上の「介護等体験証明書」が発行されない場合もあります。)、介護体験実習講義を修得する必要もありません。ただし、「教科に関する科目」「教職に関する科目」「教科又は教職に関する科目」の合計単位が59単位以上になり、免許状取得に必要な最低単位数を満たすように十分に注意してください。

(なお、「社会福祉援助技術現場実習」の実習先となる福祉事務所や社会福祉協議会等の介護の現場でない施設は対象外となります。あくまでも、「介護等体験証明書」を保持し求めに応じ提出

- できる場合に「介護体験実習講義」を修得する必要がなくなります。)
- ※「介護等体験証明書」について、実習先の長から証明を受ける場合は、所定の用紙を教育学部事務所で受取り、実習先に発行依頼してください。
- ※何らかの理由で実習を実施しなかった場合、また何らかの理由で「介護等体験証明書」が発行されなかった場合は中学免許状の取得ができなくなりますので、中学免許状の確実な取得を希望する場合は、「介護等体験実習講義」を履修し「介護等体験証明書」を取得してください。
- ※教員免許状一括申請申込み時に証明書が発行されていない場合は、所属学部はその旨申し出て、発行され次第、所属学部に提出してください。

Q: 中学校教諭一種免許状と社会福祉士の資格を取得しようと考えています。その場合、「社会福祉援助技術現場実習」が課せられますが、介護等体験も行う必要があるのでしょうか。

A: 東京都社会福祉協議会の見解では、介護等体験の対象施設で社会福祉実習を行った学生に対しては、実習先の施設が「介護等体験証明書」を発行できることがある、としています。介護等体験の対象施設と「社会福祉援助技術現場実習」対象施設とは一部異なり、必ずしも「介護等体験証明書」を発行できる実習内容であるとは限りません。よって、「介護等体験証明書」が発行されなかった場合は中学免許状の取得ができなくなりますので、中学免許状の確実な取得を希望する場合は、必ず「介護等体験実習講義」を履修し「介護等体験証明書」を取得してください。

Q: 福祉の教員免許状取得に必要な「社会福祉現場実習」は、「介護等体験」の単位として振り替えることができますか？

A: 申請する教育委員会の見解によりますが、早稲田大学から「過去に問い合わせをした事例」では、振替えが可能との見解を得たことがあります。ただし、体験内容不足との見解や所沢の社会福祉実習室の見解などから、認められないこともありますので、教育学部事務所教職課程としては、中学免許状の確実な取得を希望する場合は、「介護等体験実習講義」を履修し「介護等体験証明書」を取得してもらおうよう指導しています。

Q: 「介護等体験証明書」を紛失してしまいました。再発行はできますか。

A: 「介護等体験証明書」は、体験先社会福祉施設・特別支援学校が発行するものですので、この証明書は原則として再発行されません。大学は、発行主体が異なるので再発行できません。なお、証明書は教員免許状申請時にも必要になりますので、各自大切に保管してください。

Q: 民間のヘルパー2級資格を持っています。介護等体験が免除になりますか。

A: 資格を持っているだけでは免除になりません。別途に介護等体験を行う必要があります。

Q: 現在介護施設でボランティアしています。介護等体験が免除になりますか。

A: 社会福祉協議会の見解としては、ボランティアの場合「介護等体験証明書」が発行されないのので別途に介護等体験を行う必要がある、とのことです。

Q: 現在介護施設でアルバイトをしています。介護等体験が免除になりますか。

A: 実習先の長が7日間以上の「介護等体験証明書」が発行された場合は、別途に介護等体験を行う必要はありません(7日間以上の「介護等体験証明書」が発行されない場合もあります。証明書が発行されるかどうかは事前にアルバイト先施設の方に確認してください)。

「1 介護等体験」(P. 34-36)も参照してください。

3) 教育実習

Q: 教育実習受入れ内諾書を実習校へ持参できませんでした。郵送してはいけませんか。

A: 受入れ先実習校の了解が得られれば郵送しても構いません。

Q: 実家が転居等して出身校に通学することが出来ない、または出身校が国外にある等、出身校での実習ができない場合、どのようにして教育実習先を探せばよいですか？

A: 現在住んでいる市区町村の教育委員会に問い合わせ、手続きを確認する方法があります。また、教育実習を行う前年度に、大学で行う「教育実習ガイダンス」でも説明しますが、上記のような理由であれば、大学が東京都に教育実習依頼申請を行うことを検討いたします。この場合、実習場所や実習時期等の希望は一切受けられませんので留意してください。

Q: 単位を修得した「教科教育法」と違う教科で教育実習を実施することはできますか。

A: 取得予定の免許種での教科以外での教育実習はできません。免許取得できる教科は、所属している学部・学科により制限があります。詳細は所属する学部の「学部要項」等でご確認ください。また、実習を行うには取得する免許状教科の「教科教育法1・2」(2010年度より「教科教育法1」「教科教育

法2))の単位を修得していなければなりません。例えば、中学社会・地理歴史・公民科の免許取得を目指す方は、原則として教育実習を行う予定の教科の教科教育法1・2(2010年度より「教科教育法1」「教科教育法2))を実習前年度までに登録し、修得しておくようにしてください。(教育実習に行く年の3月における成績発表で、実習予定教科における教科教育法の単位修得ができなかった方で、他の教科教育法の単位取得ができている方は、教育実習を科目登録する前に、実習可能かどうかを教育学部事務所教職課程にメールで相談してください。)

「2 教育実習」(P. 38-41)も参照してください。

4) 教員免許状申請

Q: 教員免許状取得のための申請を、個人で教育委員会に行うのですが、「基礎資格証明書」の提出を求められました。早稲田大学が発行するどの証明書に該当しますか。

A: 中学・高等学校1種(専修)免許状の「基礎資格」は「学士(修士)の学位を有すること」です。従って、早稲田大学が発行できる証明書のうち「基礎資格証明書」にあたるものは、「卒業証明書」(「修了証明書」)または「学力に関する証明書」です。

Q: 教員免許状を紛失してしまいました。再発行はできますか。

A: 教員免許状は、各都道府県で発行するものですので、大学では再発行できません。どの都道府県でも、災害等を除き、原則として再発行はされません。就職の際に必要な場合は、「教員免許状授与証明書」で代用できますので、免許状を発行した都道府県教育委員会に、請求してください。一括申請をした場合は東京都教育委員会(人間科学部・スポーツ科学部の場合は埼玉県教育委員会)、個人申請をされた場合は、それぞれ申請した都道府県教育委員会へ発行を請求してください。

「3 教員免許状申請」(P. 42)も参照してください。

5) 大学院進学および早稲田大学卒業後の一種免許状取得方法

Q: 現在早稲田大学の大学院に所属しているのですが、早稲田大学の学部出身者ではありません。他大学を卒業した大学院生でも、早稲田大学で一種免許状を取得するために単位の修得はできますか。

A: 以下の場合、早稲田大学で教員免許取得に必要な科目履修および単位修得が可能です。当学の大学院に在学(予定を含む)している他大学の卒業生は、下表の条件をすべて満たしている場合、教育学部が認めた学科・専修に限り入学を許可します。

条件	免許教科	科目等履修生としての入学学科専修
① 取得希望免許・教科が教育学部で取得できる。	社会	教育学科 教育学専修
	地歴	
② 卒業した大学学部学科でも同一学校種・教科の免許が取得できる。	公民	国語国文学科
	国語	
③ 在学する当学の大学院において、同一学校種・教科の専修免許が取得できる。	英語	英語英文学科
	数学	数学科
	情報	
	理科	

上記は、大学院教育学研究科に在学していない学生の場合です。大学院教育学研究科に在学している学生の場合は、上記条件が異なりますので、詳細は、募集要項(例年募集要項は1月下旬に発表)にて確認してください。また募集要項をご確認のうえ、希望する方は、教育学部の科目等履修生となる手続き(2月下旬～3月上旬出願。ただし変更の場合あり)を行い、必要単位を修得してください。

Q: 他大学の通信教育課程を利用して教員免許を取得しようと考えています。教育実習を行う場合、どうすればよいですか。

A: まずは、入学を希望する大学にお問い合わせください。受入れ大学で教育実習派遣を実施できない

場合は、「早稲田大学の卒業した学部・学科で取得できる免許状の教科」での実習を実施する場合に限り、早稲田大学の科目等履修生として受け入れいたします。ただし、教育実習以外の(教育実習を行う教科の)免許取得に必要な単位を、科目等履修生としての受入れ時(実習実施年度中)に教員免許取得に必要なすべての科目の単位を修得済み、または修得見込であることが条件です。教育実習は原則母校実習とし、各人が出身学校に内諾を得る必要があります。事前登録期間の最終日までに内諾を得ていない場合、教育実習演習を登録することができません。

「X 学部卒業後の教員免許取得方法」(P. 71)も参照してください。

6) 小学校教員免許状を取得したい

Q: 私の所属する学部(学科・専攻)では、小学校1種免許の取得ができませんが、将来小学校教員を目指したいと考えています。早稲田大学の学部にて在学しながら、小学校教員免許状を取得方法を教えてください。

A: 下記の3つの方法があります。②、③に該当する大学につきましては、文部科学省ホームページ(<http://www.mext.go.jp>)で詳細をご確認ください。なお、教職課程設置の「教職に関する科目」のうち、“〇〇〇〇(小・中・高)”という科目は、小学校教員免許を取得する際にも流用できるものです。小学校教員免許取得を考えている方は、これらの科目を受講することにより、負担を減らすことも可能です。

① 早稲田大学の学部2年生～4年生は、東京家政大学との単位互換制度を利用して、小学校1種免許状を取得に必要な科目の一部を修得することができます。募集概要は、例年2月中旬頃に各学部掲示板等でお知らせします。

(延長生および大学院生・科目等履修生はこの制度を利用できません。)

② 小学校免許状を取得できる大学・短期大学へ卒業後学士入学し、必要な単位を修得する。

③ 小学校教員資格認定試験を受験し、小学校教諭2種免許状²を取得する。

Q: 大学・短期大学に入り、免許取得までにおおよそ何年かかりますか。

A: 学校や単位取得状況にもよりますが、目安として一種免許状は2年以上、二種免許状は1年以上かかります。

Q: 中学または高校で教育実習を実施した場合でも、小学校にて教育実習を別途行う必要はありますか？

A: 小学校免許状取得に必要な単位は、別途修得する必要があります。ただし、既得単位の一部を流用できる場合もあります。詳細は、ご自身が小学校免許状取得に必要な単位を修得する大学・短期大学にお問い合わせください。

7) 特別支援学校教員免許状

Q: 特別支援学校教員免許状の取得方法を教えてください。

A: ① 教育学部教育学科教育学専攻の学生、2004年度以前に入学した第一文学部生
教育学部生は「授業ガイド」、第一文学部生は「第一文学部要項」を参照してください。

② ①以外の学生

小学校、中学校、高校、または幼稚園教諭の普通免許状を取得し、特別支援学校免許状を取得できる大学で「特別支援教育に関する科目」の単位を修得してください。「特別支援教育に関する科目」は、教育学部教育学科教育学専攻に学士入学をするか、特別支援学校免許状を取得できる大学の通学課程、通信教育課程へ入学または学士入学し、単位を修得してください。また、科目等履修生として単位を修得できる大学もあります。取得できる大学につきましては、文部科学省ホームページ(<http://www.mext.go.jp>)をご覧ください。なお、早稲田大学では科目等履修生として特別支援学校免許状を取得することはできません。

Q: 特別支援学校免許状を取得していなくても特別支援学校採用試験を受験できますか？

A: 東京都の場合、受験する校種・教科の普通免許状のみでも特別支援学校教員採用試験を受験できます。その場合、特別支援学校免許状を、採用後5年以内に東京都教育職員免許法認定講習等を受講し、取得することになっています。他の教育委員会につきましては、ホームページ等でお調べください。

² 二種免許状とは、小学校教員資格認定試験に合格する、または必要単位を修得し、準学士の学位(短期大学卒業)を得ることで取得できる免許状です。二種免許状所有者は、一免許状取得に努めるよう定められています。